

19川監公第18号

平成19年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	岩崎善幸
同	宮原春夫

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象 1 財政援助団体

(1) 社団法人川崎市幼稚園協会

(所管部局 教育委員会事務局総務部学事課)

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市公園緑地協会

(所管部局 環境局緑政部公園管理課)

(2) 財団法人川崎市リサイクル環境公社

(所管部局 環境局生活環境部廃棄物政策担当)

(3) 財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

(所管部局 健康福祉局こども事業本部こども施策推進
部こども家庭課)

3 指定管理者

(1) アゼリアプロジェクト

(所管部局 市民局勤労市民室)

公の施設の名称 川崎市立労働会館

(2) 財団法人神奈川県労働福祉協会

(所管部局 市民局勤労市民室)

公の施設の名称 川崎市生活文化会館

(3) T E P C Oパブリックサービス

(所管部局 市民局人権・男女共同参画室)

公の施設の名称 川崎市男女共同参画センター

(4) 財団法人川崎市公園緑地協会

(所管部局 環境局緑政部南部公園事務所)

公の施設の名称 大師公園

- (5) 株式会社よみうりサポートアンドサービス
(所管部局 環境局緑政部多摩川施策推進課)
公の施設の名称 多摩川緑地パークボール場
- (6) 堤根余熱利用市民施設共同事業体
(所管部局 環境局生活環境部廃棄物政策担当)
公の施設の名称 川崎市堤根余熱利用市民施設
- (7) 王禅寺余熱利用市民施設共同事業体
(所管部局 環境局生活環境部廃棄物政策担当)
公の施設の名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設
- (8) 財団法人川崎市リサイクル環境公社
(所管部局 環境局生活環境部廃棄物政策担当)
公の施設の名称 川崎市橘リサイクルコミュニティセンター
- (9) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会
(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
公の施設の名称 川崎市浜町老人いこいの家
川崎市大師老人いこいの家
川崎市小田老人いこいの家
川崎市田島老人いこいの家
川崎市大島老人いこいの家
川崎市京町老人いこいの家
川崎市渡田老人いこいの家
川崎市殿町老人いこいの家
川崎市日進町老人福祉センター

(1 0) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

公の施設の名称 川崎市神明町老人いこいの家
川崎市日吉老人いこいの家
川崎市南河原老人いこいの家
川崎市下平間老人いこいの家
川崎市古市場老人いこいの家
川崎市小倉老人いこいの家
川崎市さいわい健康福祉プラザ

(1 1) 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

公の施設の名称 川崎市ごうじ老人いこいの家
川崎市等々力老人いこいの家
川崎市中丸子老人いこいの家
川崎市西加瀬老人いこいの家
川崎市井田老人いこいの家
川崎市丸子多摩川老人いこいの家

(1 2) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

公の施設の名称 川崎市高津老人いこいの家
川崎市上作延老人いこいの家
川崎市子母口老人いこいの家

川崎市末長老人いこいの家

川崎市梶ヶ谷老人いこいの家

川崎市東高津老人いこいの家

川崎市高津老人福祉・地域交流セン

ター

(1 3) 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス
課)

公の施設の名称 川崎市平老人いこいの家

川崎市有馬老人いこいの家

川崎市野川老人いこいの家

川崎市白幡台老人いこいの家

川崎市鷲ヶ峰老人いこいの家

川崎市宮前老人福祉センター

(1 4) 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス
課)

公の施設の名称 川崎市登戸老人いこいの家

川崎市菅老人いこいの家

川崎市錦ヶ丘老人いこいの家

川崎市長尾老人いこいの家

川崎市枳形老人いこいの家

川崎市中野島老人いこいの家

川崎市南菅老人いこいの家

(1 5) 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

公の施設の名称 川崎市片平老人いこいの家
川崎市千代ヶ丘老人いこいの家
川崎市白山老人いこいの家
川崎市岡上老人いこいの家
川崎市麻生老人福祉センター

(16) 日本労働者協同組合連合会センター事業団川崎事業所

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

公の施設の名称 川崎市藤崎老人いこいの家
川崎市桜本老人いこいの家

(17) 神奈川高齢者生活協同組合川崎支部

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

公の施設の名称 川崎市新城老人いこいの家
川崎市王禅寺老人いこいの家
川崎市麻生老人いこいの家

(18) 社団法人川崎港振興協会

(所管部局 港湾局川崎港港務所業務課)

公の施設の名称 川崎市港湾振興会館

(19) 特定非営利活動法人国際自然大学校

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

公の施設の名称 川崎市黒川青少年野外活動センター

監査の範囲 主として平成18年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成19年8月31日から

平成19年11月22日まで

監査の結果

今回の監査は、財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体について改善措置を要する事項

「行政財産使用許可申請を適正に行うべきもの」

本市の行政財産を目的外で使用しようとする者は、川崎市財産規則（昭和39年規則第33号）第21条第1項に基づき、市長に使用許可の申請をし、許可を受けることとされている。

財団法人川崎市リサイクル環境公社（以下「リサイクル公社」という。）は、本市の行政財産である浮島処理センター内生活環境学習室の学習工房室を使用して、ガラス工芸講習会を開催している。

平成18年度において、リサイクル公社は、ガラス工芸講習会を開催す

るに当たって、使用期間を4月1日から7月22日までのうち16日間として学習工房室の使用許可を申請し、許可を受けていた。しかし、リサイクル公社の平成18年度事業概要報告書等をみたところ、この期間に31日間学習工房室を使用していた。また、それ以後については57日間学習工房室を使用していたが、この期間につき使用許可申請をしておらず、無許可で使用していた。

リサイクル公社に対し、行政財産を使用するに当たっては、川崎市財産規則第21条第1項に基づく許可申請を適正に行うよう指導されたい。

(財団法人川崎市リサイクル環境公社)

2 公の施設の指定管理者について改善措置を要する事項

(1) 未執行業務に係る指定管理料について返還すべきもの

平成18年度川崎市港湾振興会館指定管理業務基本仕様書(以下「基本仕様書」という。)には、指定管理者が行う業務として港湾振興会館AVシステム機器定期保守点検業務(以下「保守点検業務」という。)が定められている。また、指定管理料の精算として「指定管理業務が、年度当初の予定どおり実施できなかつた場合で、指定管理料に剰余が生じたときは、当該剰余額は市に返還するものとする。」と定められている。

しかしながら、指定管理者は対象となる機器が故障していたため保守点検業務を実施していなかつたにもかかわらず、これに関する指定管理料966,000円を返還していなかつた。市は、指定管理者から提出される事業報告書等により業務の履行状況を確認し適切に指導監督するとともに、指定管理業務が年度当初の予定どおり実施できず、剰余が生じた指定管理料は、基本仕様書の定めに従い返還するよう指導されたい。

(社団法人川崎港振興協会)

(2) 備品等の管理について

ア 物品について協定書等に定めるべきもの

平成18年2月20日付け17川収第1178号で収入役室審査課長が各局区庶務担当課長あてに通知した「指定管理者の管理に係る物品の管理等について」には、以下の事項について協定書等で定めることとされている。(通知文書から一部引用)

次の区分による物品の帰属を明確にした管理について

- ・ 市より管理委託を受けている物品
- ・ 指定管理者が持ち込んだ物品
- ・ 管理委託料で購入した物品

指定管理者が管理委託料で購入した物品の帰属について

指定管理者の物品管理簿等の作成について

これらの事項について協定書等に定めがない事例が見受けられたので、あらかじめ協定書等に明記するよう改められたい。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会、日本労働者協同組合連合会センター事業団川崎事業所、神奈川高齢者生活協同組合川崎支部)

イ 備品の管理について改善すべきもの

指定管理者制度により施設の管理が指定管理者へ移行されることに伴い、本市所有の備品の管理事務も指定管理者が行うこととなるが、

併せて(2)アで述べた収入役室審査課長の通知によれば、川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)上の管理等は、引き続き本市が行う必要があることが示されている。

しかしながら、指定管理者に管理を移行した本市の備品の管理状況について確認したところ、同規則第44条の規定により本市が作成する備品整理簿等と現品が照合できない事例、同規則第61条第2項に規定する手続に準じて、双方立会いの上備品整理簿等と現品の照合を行っていない事例及び同規則第64条の規定による毎年度1回以上の検査を実施していない事例が見受けられたので、規定による処理を行うよう改められたい。

(アゼリアプロジェクト、財団法人神奈川県労働福祉協会、財団法人川崎市公園緑地協会、株式会社よみうりサポートアンドサービス、堤根余熱利用市民施設共同事業体、王禅寺余熱利用市民施設共同事業体、財団法人川崎市リサイクル環境公社、社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会、日本労働者協同組合連合会センター事業団川崎事業所、神奈川高齢者生活協同組合川崎支部、特定非営利活動法人国際自然大学校)

今回、公の施設の指定管理者監査を行った62施設のうち、59施設は平成20年度をもって指定期間が終了する。指定期間の終了に伴い、指定管理者は、管理している備品等のうち市に帰属するものを市又は市が指定する者に引き継がなければならない。備品等の引継ぎを適正かつ

円滑に行うためには指定管理者が管理している備品等の所在、帰属が明確に示された備品整理簿等が整備されている必要があることから、正確な備品整理簿等を整備し、適正な備品等管理事務を行われるよう望むものである。

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体及び対象施設の概要

(基本財産及び資本金は注釈がない限り平成19年7月1日現在)

1 財政援助団体

(1) 社団法人川崎市幼稚園協会

団体の概要

設立年月日	昭和30年2月25日
設立目的	幼児教育に関する研究、知識の交換及び幼稚園に勤務する教職員の福利厚生をはかり、関係団体との連絡提携、幼児教育の発展及び私学の振興に寄与すること。
基本財産	2,000万円
平成18年度の主な 本市支出金	社団法人川崎市幼稚園協会事業費補助金 3億1,079万円 私立幼稚園園児保育料等補助事業委託料 635万円

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市公園緑地協会

団体の概要

設立年月日	昭和46年4月1日
設立目的	川崎市の公園緑地等に関する事業及び民有地の緑化に関する事業の発展振興に協力し、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進並びに市民の緑化意識の高揚を図ることによって、緑豊かな潤いと安らぎのある街づくりに寄与すること。
基本財産	1億3,100万円
本市の出捐状況	1億3,100万円(100%)
平成18年度の主な 本市支出金	川崎市受託事業委託料 2億6,920万円 緑の推進・支援事業補助金 1億109万円 指定管理料 3,930万円

(2) 財団法人川崎市リサイクル環境公社

団体の概要

設立年月日	平成 2 年 3 月 2 3 日
設立目的	環境の保全を図るため、廃棄物及び焼却施設から発生する余熱の再利用等の資源化（以下「リサイクル」という。）についての情報の収集、調査及び研究並びに支援活動を行うとともに、リサイクルのための施設の管理運営等を行うことにより、リサイクルに対する市民意識を高め、もって市民の生活環境の向上及び川崎市の廃棄物行政の推進に寄与すること。
基本財産	1 億円
本市の出捐状況	1 億円（ 1 0 0 % ）
平成 1 8 年度の主な 本市支出金	指定管理料 1, 7 7 9 万円 財団法人川崎市リサイクル環境公社補助金 3, 2 0 7 万円 川崎市受託事業委託料 2, 0 4 5 万円 堤根余熱利用市民施設共同事業体として指定管理料 4, 9 0 4 万円 王禅寺余熱利用市民施設共同事業体として指定管理料 1 億 4, 5 2 4 万円

(3) 財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

団体の概要

設立年月日	昭和 6 2 年 1 1 月 4 日
設立目的	母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、川崎市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与すること。
基本財産	3, 3 5 0 万円
本市の出捐状況	1, 5 0 0 万円（ 4 4 . 8 % ）
平成 1 8 年度の主な 本市支出金	川崎市母子福祉センターサンライヴ管理運営委託料 2, 2 8 8 万円 財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会活動運営費補助金 4 4 3 万円

3 指定管理者

(1) アゼリアプロジェクト

公の施設の名称 川崎市立労働会館

ア 団体の概要

(ア) 代表者 西洋フード・コンパスグループ株式会社

設立年月日	昭和 2 2 年 9 月 6 日
設立目的	食堂、飲食店、宴会場、保養所（公衆浴場施設）、宿泊施設、観光娯楽施設、スポーツ施設等の経営
資本金	2 2 3 億 1, 6 0 0 万円
平成 1 8 年度の主な 本市支出金	アゼリアプロジェクトとして指定管理料 1 億 6, 6 9 8 万円

(イ) 株式会社コングレ

設立年月日	平成2年6月25日
設立目的	コンベンション業務、通訳業務、翻訳・制作業務、人材サービス、教育事業、施設コンサルティング等
資本金	9,900万円
平成18年度の主な 本市支出金	アゼリアプロジェクトとして指定管理料 1億6,698万円

イ 施設の概要

設置目的	労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生施設を設け、その勤労意欲の向上に資すること。
設置場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
主な事業内容	1 労働者のための研修会、講演会等の開催に関する事。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	昭和26年12月21日

(2) 財団法人神奈川県労働福祉協会

公の施設の名称 川崎市生活文化会館

ア 団体の概要

設立年月日	昭和35年10月24日
設立目的	神奈川県内の労働者に必要な各種労働福祉事業を行うことにより、労働者の文化及び教養の向上を図り、もって労働福祉の充実及び雇用の安定に寄与すること。
基本財産	297,423,505円
平成18年度の主な 本市支出金	指定管理料 4,600万円

イ 施設の概要

設置目的	生活に根ざした文化である技能について、市民の理解を深めるとともに、技能職者相互の交流及び技能水準の向上を図り、もって技能を尊重する社会の形成及び技能の振興に寄与すること。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目6番10号
主な事業内容	1 技能に関する資料等の収集及び提供に関する事。 2 技能水準の向上を図るための研修会、講演会等の開催に関する事。 3 技能への理解を深めるための行事の開催に関する事。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行う事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成8年4月1日

(3) T E P C Oパブリックサービス

公の施設の名称 川崎市男女共同参画センター

ア 団体の概要

(ア) 代表者 株式会社キャリアライズ

設立年月日	平成12年6月20日
設立目的	1 一般労働者派遣事業 2 有料職業案内事業 3 給与計算、経理事務の受託業 4 経営及び労務コンサルタント業 5 受付・案内、電話受付の受託業務 6 展示会・催し物・イベントの企画運営 7 各種企業、団体等に対する業務研修の請負 8 書籍・印刷物・コンピューターソフトウェア等研修用教材の製作 9 職場でのストレス等についての企業内カウンセリング業務の請負 10 求人及び人事・労務の動向に関する情報の収集、提供 11 前各号に付帯関連する一切の事業
資本金	2億円
平成18年度の主な 本市支出金	T E P C Oパブリックサービスとして指定管理料1億1,311万円

(イ) 東新ビルディング株式会社

設立年月日	昭和55年2月20日
設立目的	1 不動産の賃貸借、売買およびこれらの仲介 2 不動産の管理・修繕・警備及び清掃 3 土木建築工事の調査、設計及び監理 4 展示場、会議施設、ホール等の賃貸、管理および運営 5 駐車場の管理および運営 6 コンビニエンスストアの経営 7 酒類、煙草、郵便切手及び収入印紙の販売 8 ホテル、旅館および飲食店の経営 9 自動車損害賠償法に基づく保険その他損害保険代理業 10 情報記録類の保管、管理及びコンサルテーション 11 語学教室を営む企業への投資 12 前各号に付帯する一切の事業
資本金	11億円
平成18年度の主な 本市支出金	T E P C Oパブリックサービスとして指定管理料1億1,311万円

(ウ) 東電広告株式会社

設立年月日	昭和6年10月30日
設立目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京電力株式会社(以下東電という)の所有する配電線路の電柱及び配電塔を媒体とする広告の請負 2 東電の所有する配電線路の電柱及び配電塔等の資産の保守管理に関する受託業務 3 総合広告の企画、設計、制作及び店舗設計施工、インテリアデザイン・ディスプレイの請負 4 展示場、ショールーム等の運営、管理 5 ケーブルビジョンの加入に関する契約の締結・変更・解約の代理業務 6 送・配電線路図面並びに通信線路図面等の作成・補修・複製及び管理保管の請負 7 コンピュータによる情報処理及びコンピュータ関連装置の賃貸 8 測量調査及びこれに伴う製図・設計業務 9 広告材料物品及び電気器具の製造販売並びに賃貸 10 電気通信事業法に基づく電気通信役務を提供する契約の締結の代理業務及びこれに付随する電気通信機器の設置工事 11 事務用物品、事務機器、家庭用電気機械器具、日用品雑貨及び食料品の販売 12 インターネット上のショッピングモールの開設とホームページの作成サービス 13 配電設備建設工事後の落成検査及び配電設備登録・更新業務の請負 14 前各号に付帯する一切の事業
資本金	2,000万円
平成18年度の主な 本市支出金	TEPCOパブリックサービスとして指定管理料1億1,311万円

イ 施設の概要

設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与すること。
設置場所	川崎市高津区溝口2丁目20番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査及び研究に関すること。 2 相談に関すること。 3 情報の収集及び提供に関すること。 4 研修会、講演会等の開催に関すること。 5 市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。 6 施設及び設備を利用に供すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成11年3月19日

(4) 財団法人川崎市公園緑地協会

公の施設の名称 大師公園

ア 団体の概要は 2 (1) 参照

イ 施設の概要

設置目的	公共の福祉の増進に資すること。
設置場所	川崎市川崎区大師公園 1 番
主な事業内容	都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
設置年月日	昭和 2 4 年 1 1 月 1 日

(5) 株式会社よみうりサポートアンドサービス

公の施設の名称 多摩川緑地パークボール場

ア 団体の概要

設立年月日	昭和 4 1 年 2 月 2 5 日
設立目的	1 土木一式工事 2 建築一式工事 3 大工工事 4 とび・土木コンクリート工事 5 鋼構造物工事 6 舗装工事 7 しゅんせつ工事 8 塗装工事 9 防水工事 1 0 内装仕上工事 1 1 造園工事 1 2 水道施設工事 1 3 建築物の設計・管理 1 4 農場の経営 1 5 山林開発および植林事業 1 6 肥料、飼料、農薬、農業資材および園芸品の販売 1 7 牧場、畜産、養鶏ならびに酪農事業 1 8 農産物の加工ならびに食品販売 1 9 総合緑地の造成、維持管理業 2 0 建築および施設の維持管理業 2 1 損害保険代理業 2 2 一般および産業廃棄物の収集運搬ならびに処理 2 3 その他各号に附帯する一切の事業
資本金	5 , 0 0 0 万円
平成 1 8 年度の主な 本市支出金	指定管理料 1 , 2 5 7 万円

イ 施設の概要

設置目的	公共の福祉の増進に資すること。
設置場所	川崎市高津区宇奈根・久地地内
主な事業内容	有料施設の利用の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	平成13年4月1日

(6) 堤根余熱利用市民施設共同事業体

公の施設の名称 川崎市堤根余熱利用市民施設

ア 団体の概要

(ア) 代表者 財団法人川崎市リサイクル環境公社については2(2)

参照

(イ) 住友不動産エスフォルタ株式会社

設立年月日	昭和61年9月1日
設立目的	スポーツ施設の経営、受託経営、経営指導など
資本金	5,000万円
平成18年度の主な本市支出金	堤根余熱利用市民施設共同事業体として指定管理料 4,904万円 王禅寺余熱利用市民施設共同事業体として指定管理料 1億4,524万円

イ 施設の概要

設置目的	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与すること。
設置場所	川崎市川崎区堤根73番地1
主な事業内容	1 健康づくりについての講演会の開催に関すること。 2 スポーツ教室及び教養講座の開催に関すること。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	昭和57年7月20日

(7) 王禅寺余熱利用市民施設共同事業体

公の施設の名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設

ア 団体の概要

(ア) 代表者 財団法人川崎市リサイクル環境公社については2(2)

参照

(イ) 住友不動産エスフォルタ株式会社については3(6)ア(イ)参

照

イ 施設の概要

設置目的	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与すること。
設置場所	川崎市麻生区王禅寺1321番地
主な事業内容	1 健康づくりについての講演会の開催に関する事。 2 スポーツ教室及び教養講座の開催に関する事。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	平成2年4月22日

(8) 財団法人川崎市リサイクル環境公社

公の施設の名称 川崎市橘リサイクルコミュニティセンター

ア 団体の概要については2(2)参照

イ 施設の概要

設置目的	市民による廃棄物の再利用及び再生利用に係る活動への支援並びに廃棄物に係る市民への環境学習を行うことにより、資源循環型社会の構築を推進し、もって市民の福祉の向上に寄与すること。
設置場所	川崎市高津区新作1丁目20番3号
主な事業内容	1 廃棄物の再利用及び再生利用に係る市民による自主的活動及び学習活動への支援に関する事。 2 廃棄物の再利用及び再生利用に係る講演会、学習会等の開催に関する事。 3 廃棄物の再利用、再生利用等に関する情報の収集及び提供に関する事。 4 廃棄物に係る再生品の提供等に関する事。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	平成5年11月21日

(9) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市浜町老人いこいの家ほか8施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	川崎市川崎区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
基本財産	300万円
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 5,345万円

イ 施設の概要

設置目的	川崎市老人いこいの家 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。 川崎市日進町老人福祉センター 老人に健康で明るい生活を営ませること。
設置場所	川崎市浜町老人いこいの家 川崎市川崎区浜町2丁目25番11号 川崎市大師老人いこいの家 川崎市川崎区大師公園1番4号 川崎市小田老人いこいの家 川崎市川崎区小田2丁目16番9号 川崎市田島老人いこいの家 川崎市川崎区田島町20番23号 川崎市大島老人いこいの家 川崎市川崎区大島1丁目9番6号 川崎市京町老人いこいの家 川崎市川崎区京町3丁目12番2号 川崎市渡田老人いこいの家 川崎市川崎区渡田4丁目12番20号 川崎市殿町老人いこいの家 川崎市川崎区殿町1丁目20番15号 川崎市日進町老人福祉センター 川崎市川崎区日進町5番地1
主な事業内容	川崎市老人いこいの家 利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務 川崎市日進町老人福祉センター 各種相談、機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	川崎市浜町老人いこいの家 昭和48年9月20日 川崎市大師老人いこいの家 昭和49年8月1日 川崎市小田老人いこいの家 昭和49年12月1日 川崎市田島老人いこいの家 昭和55年5月1日 川崎市大島老人いこいの家 昭和59年4月1日 川崎市京町老人いこいの家 平成2年7月1日 川崎市渡田老人いこいの家 平成3年6月1日 川崎市殿町老人いこいの家 平成4年4月1日 川崎市日進町老人福祉センター 昭和49年6月1日

(1 0) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市神明町老人いこいの家ほか6施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	川崎市幸区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
基本財産	300万円
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 4,657万円

イ 施設の概要

設置目的	川崎市老人いこいの家 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。 川崎市さいわい健康福祉プラザ 老人に健康で明るい生活を営ませること。
設置場所	川崎市神明町老人いこいの家 川崎市幸区神明町2丁目2番地 川崎市日吉老人いこいの家 川崎市幸区北加瀬1丁目39番5号 川崎市南河原老人いこいの家 川崎市幸区南幸町1丁目11番地 川崎市下平間老人いこいの家 川崎市幸区下平間357番地6 川崎市古市場老人いこいの家 川崎市幸区古市場1781番地1 川崎市小倉老人いこいの家 川崎市幸区小倉1800番地 川崎市さいわい健康福祉プラザ 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5
主な事業内容	川崎市老人いこいの家 利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務 川崎市さいわい健康福祉プラザ 各種相談、機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	川崎市神明町老人いこいの家 昭和48年1月13日 川崎市日吉老人いこいの家 昭和48年9月20日 川崎市南河原老人いこいの家 昭和54年12月1日 川崎市下平間老人いこいの家 昭和58年5月1日 川崎市古市場老人いこいの家 昭和60年4月1日 川崎市小倉老人いこいの家 平成元年4月1日 川崎市さいわい健康福祉プラザ 平成12年5月1日

(11) 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市ごうじ老人いこいの家ほか5施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	川崎市中原区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
基本財産	300万円
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 1,585万円

イ 施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。
設置場所	川崎市ごうじ老人いこいの家 川崎市中原区上小田中7丁目6番18号 川崎市等々力老人いこいの家 川崎市中原区等々力1番1号 川崎市中丸子老人いこいの家 川崎市中原区中丸子378番地4 川崎市西加瀬老人いこいの家 川崎市中原区西加瀬5番地5 川崎市井田老人いこいの家 川崎市中原区井田三舞町14番16号 川崎市丸子多摩川老人いこいの家 川崎市中原区丸子通1丁目639番地3
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで (川崎市丸子多摩川老人いこいの家 平成18年6月1日から平成21年3月31日まで)
設置年月日	川崎市ごうじ老人いこいの家 昭和52年1月1日 川崎市等々力老人いこいの家 昭和52年1月1日 川崎市中丸子老人いこいの家 昭和54年6月1日 川崎市西加瀬老人いこいの家 昭和61年4月1日 川崎市井田老人いこいの家 平成11年12月24日 川崎市丸子多摩川老人いこいの家 平成18年6月1日

(12) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市高津老人いこいの家ほか6施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	川崎市高津区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
基本財産	300万円
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 5,788万円

イ 施設の概要

設置目的	川崎市老人いこいの家 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。 川崎市高津老人福祉・地域交流センター 老人に健康で明るい生活を営ませること、並びに市民の福祉の向上に寄与すること。
設置場所	川崎市高津老人いこいの家 川崎市高津区久本3丁目6番22号 川崎市上作延老人いこいの家 川崎市高津区上作延1142番地4 川崎市子母口老人いこいの家 川崎市高津区子母口983番地 川崎市末長老人いこいの家 川崎市高津区末長814番地7 川崎市梶ヶ谷老人いこいの家 川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27 川崎市東高津老人いこいの家 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号 川崎市高津老人福祉・地域交流センター 川崎市高津区末長1098番地1
主な事業内容	川崎市老人いこいの家 利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務 川崎市高津老人福祉・地域交流センター 各種相談、機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する業務、地域交流センターの管理運営業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで (川崎市高津老人福祉・地域交流センター 平成18年6月1日から平成21年3月31日まで)
設置年月日	川崎市高津老人いこいの家 昭和50年1月20日 川崎市上作延老人いこいの家 昭和51年5月20日 川崎市子母口老人いこいの家 昭和59年4月1日 川崎市末長老人いこいの家 昭和62年4月1日 川崎市梶ヶ谷老人いこいの家 平成4年4月1日 川崎市東高津老人いこいの家 平成8年10月1日 川崎市高津老人福祉・地域交流センター 平成18年6月1日

(13) 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市平老人いこいの家ほか5施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	川崎市宮前区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
基本財産	300万円
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 6,271万円

イ 施設の概要

設置目的	川崎市老人いこいの家 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。 川崎市宮前老人福祉センター 老人に健康で明るい生活を営ませること。
設置場所	川崎市平老人いこいの家 川崎市宮前区平2丁目13番1号 川崎市有馬老人いこいの家 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号 川崎市野川老人いこいの家 川崎市宮前区野川3182番地1 川崎市白幡台老人いこいの家 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1 川崎市鷲ヶ峰老人いこいの家 川崎市宮前区菅生ヶ丘32番10号 川崎市宮前老人福祉センター 川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29
主な事業内容	川崎市老人いこいの家 利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務 川崎市宮前老人福祉センター 各種相談、機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	川崎市平老人いこいの家 昭和52年6月1日 川崎市有馬老人いこいの家 昭和53年5月1日 川崎市野川老人いこいの家 昭和56年6月1日 川崎市白幡台老人いこいの家 昭和60年4月1日 川崎市鷲ヶ峰老人いこいの家 昭和62年4月1日 川崎市宮前老人福祉センター 昭和62年2月1日

(14) 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市登戸老人いこいの家ほか6施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	川崎市多摩区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
基本財産	300万円
平成18年度の本 本市支出金	指定管理料 1,849万円

イ 施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。
設置場所	川崎市登戸老人いこいの家 川崎市多摩区登戸新町237番地 川崎市菅老人いこいの家 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号 川崎市錦ヶ丘老人いこいの家 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号 川崎市長尾老人いこいの家 川崎市多摩区长尾1丁目12番7号 川崎市枳形老人いこいの家 川崎市多摩区枳形6丁目3番1号 川崎市中野島老人いこいの家 川崎市多摩区中野島6丁目26番7号 川崎市南菅老人いこいの家 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	川崎市登戸老人いこいの家 昭和48年9月20日 川崎市菅老人いこいの家 昭和49年1月31日 川崎市錦ヶ丘老人いこいの家 昭和49年12月1日 川崎市長尾老人いこいの家 昭和57年4月1日 川崎市枳形老人いこいの家 昭和60年3月1日 川崎市中野島老人いこいの家 昭和63年4月1日 川崎市南菅老人いこいの家 平成2年6月1日

(15) 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市片平老人いこいの家ほか4施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	川崎市麻生区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
資本金	300万円
平成18年度の本 本市支出金	指定管理料 5,462万円

イ 施設の概要

設置目的	川崎市老人いこいの家 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。 川崎市麻生老人福祉センター 老人に健康で明るい生活を営ませること。
設置場所	川崎市片平老人いこいの家 川崎市麻生区片平5丁目2番1号 川崎市千代ヶ丘老人いこいの家 川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目3番地2号 川崎市白山老人いこいの家 川崎市麻生区白山4丁目2番2号 川崎市岡上老人いこいの家 川崎市麻生区岡上277番地 川崎市麻生老人福祉センター 川崎市麻生区金程2丁目8番3号
主な事業内容	川崎市老人いこいの家 利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務 川崎市麻生老人福祉センター 各種相談、機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	川崎市片平老人いこいの家 昭和58年4月1日 川崎市千代ヶ丘老人いこいの家 昭和59年4月1日 川崎市白山老人いこいの家 昭和61年1月1日 川崎市岡上老人いこいの家 平成5年4月1日 川崎市麻生老人福祉センター 平成元年4月1日

(16) 日本労働者協同組合連合会センター事業団川崎事業所

公の施設の名称 川崎市藤崎老人いこいの家ほか1施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成元年4月14日
設立目的	自らが規定する「労働者協同組合7つの原則」に基づき、自ら仕事を起こし、組合員の就労の機会を確保し、その社会的・経済的地位の向上を図ること。
資本金	1,292,329,531円(平成19年3月31日現在の、川崎事業所を含む日本労働者協同組合連合会センター事業団としての額)
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 545万円

イ 施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。
設置場所	川崎市藤崎老人いこいの家 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号 川崎市桜本老人いこいの家 川崎市川崎区桜本2丁目5番2号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	川崎市藤崎老人いこいの家 昭和53年5月1日 川崎市桜本老人いこいの家 昭和63年4月1日

(17) 神奈川高齢者生活協同組合川崎支部

公の施設の名称 川崎市新城老人いこいの家ほか2施設

ア 団体の概要

設立年月日	平成8年5月19日
設立目的	共同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ること。
資本金	24,565,000円(平成19年3月31日現在の、川崎支部を含む神奈川高齢者生活協同組合としての額)
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 769万円

イ 施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ること。
設置場所	川崎市新城老人いこいの家 川崎市中原区下新城1丁目2番4号 川崎市王禅寺老人いこいの家 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号 川崎市麻生老人いこいの家 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	川崎市新城老人いこいの家 昭和55年4月1日 川崎市王禅寺老人いこいの家 昭和56年4月1日 川崎市麻生老人いこいの家 平成3年4月1日

(18) 社団法人川崎港振興協会

公の施設の名称 川崎市港湾振興会館

ア 団体の概要

設立年月日	平成3年12月2日
設立目的	川崎港の発展向上の推進力となり、その整備及び運営の改善を促進するとともに、貿易の振興を図り、もって川崎港の振興に寄与すること。
基本財産	50,391,007円
平成18年度の主な本市支出金	指定管理料 1億3,610万円 補助金 3,950万円

イ 施設の概要

設置目的	市民が港に親しむ場を提供するとともに、港湾及び海事に関する理解を深め、併せて港湾及び海事関係者に対し施設を利用に供すること等により、市民に開かれた港づくりの推進と港湾の利用の促進を図り、もって川崎港の発展と振興に寄与すること。
設置場所	川崎市川崎区東扇島38番地1
主な事業内容	1 市民が港に親しむための行事を開催すること。 2 港湾及び海事についての知識の普及を図ること。 3 港湾及び海事関係者の福利厚生事業を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	平成4年3月26日

(19) 特定非活動法人国際自然大学校

公の施設の名称 川崎市黒川青少年野外活動センター

ア 団体の概要

設立年月日	昭和58年4月1日
設立目的	大人から子どもまで幅広い年齢層を対象に、国内及び国外における自然体験活動、野外教育、環境教育、冒険教育などの広く自然の中での体験教育活動に関する事業及びこれらの専門的な指導者の育成を行うと共に、自然体験活動等に関する情報の提供、調査研究、プログラムの開発、政策提言を通して自然体験活動等の普及及び振興に寄与する事を目的とする。
平成18年度の主な 本市支出金	指定管理料 2,225万円

イ 施設の概要

設置目的	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与すること。
設置場所	川崎市麻生区黒川313番地9
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関すること。 2 野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関すること。 3 市内の青少年教育指導者の育成に関すること。 4 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 5 市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	平成3年8月1日